

平成27年9月30日
自動車局

タクシー運転者登録制度を全国に拡大します ～主な政令指定都市から全ての地域へ～

□ 平成27年10月1日より、改正タクシー業務適正化特別措置法が施行され、現在、主な政令指定都市（13地域）で実施している、タクシー運転者登録制度が全国の全ての地域に拡大されます。

1. タクシー運転者登録制度の全国拡大

タクシー運転者登録制度が現在の13指定地域から全国へ拡大されます。これにより、全国において運輸局長が認定する講習（法令、安全、接遇及び地理）を受講・修了し、タクシー運転者登録を受けないと、法人タクシーに乗務することができなくなります。

なお、タクシー運転者登録の事務は、国の登録を受けた全国の登録実施機関で実施されます。

（指定地域：札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡）

2. タクシー運転者試験制度の拡充

13指定地域においては、講習の受講・修了に加えて、新たに「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」（法令、安全、接遇及び地理）の合格が必要となります。

（東京、横浜、大阪では、既に地理試験を実施）

3. タクシー運転者登録の対象事業者数及び運転者数（全国）H27.3.31現在

（1）法人タクシー事業者数（注） 6,390社

（2）法人タクシー運転者数 308,706人

（注）ハイヤー及び福祉専門事業者を除く

4. タクシー運転者登録の取消処分など

○ 登録タクシー運転者が悪質な法令違反を行ったり重大事故を惹起したなどの場合は、運輸局長が登録の取消処分を行い、一定期間、全国どの地域においてもタクシーの乗務ができなくなります。

○ 軽微な違反の場合は警告を行うとともに違反点数を付与し、一定の点数に達した場合は地方運輸局長から講習の受講命令が出されます。

【お問い合わせ先】

自動車局旅客課タクシー事業活性化調整官 佐々木
専門官 佐藤

TEL：03-5253-8111（内線41243）

03-5253-8569（直通）

FAX：03-5253-1636

各地域における登録実施機関の名称(予定)

単位地域名	登録実施機関の名称	単位地域名	登録実施機関の名称
○ 北海道A (札幌地域)	一般社団法人札幌ハイヤー協会	三重県	一般社団法人三重県タクシー協会
北海道B (上記以外)	一般社団法人札幌ハイヤー協会	滋賀県	滋賀県タクシー登録センター
青森県	一般社団法人青森県タクシー協会	○ 京都府A (京都地域)	京都タクシー業務センター
岩手県	岩手県タクシー運転者登録センター	京都府B (上記以外)	京都タクシー業務センター
○ 宮城県A (仙台地域)	一般社団法人宮城県タクシー協会仙台 地区総支部	○ 大阪府A (大阪地域)	公益財団法人大阪タクシーセンター
宮城県B (上記以外)	一般社団法人宮城県タクシー協会仙台 地区総支部	大阪府B (上記以外)	公益財団法人大阪タクシーセンター
秋田県	秋田県タクシー運転者登録センター	○ 兵庫県A (神戸地域)	兵庫タクシーセンター
山形県	一般社団法人山形県ハイヤー協会	兵庫県B (上記以外)	兵庫タクシーセンター
福島県	福島県タクシーセンター	奈良県	奈良県タクシードライバー登録センター
茨城県	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	和歌山県	和歌山県タクシー運転者登録センター
栃木県	一般社団法人栃木県タクシー協会	鳥取県	鳥取県ハイヤータクシー協会
群馬県	一般社団法人群馬県タクシー協会	島根県	一般社団法人島根県旅客自動車協会
○ 埼玉県A (さいたま地域)	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	岡山県	一般社団法人岡山県タクシー協会
埼玉県B (上記以外)	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	○ 広島県A (広島地域)	一般社団法人広島県タクシー協会
○ 千葉県A (千葉地域)	千葉県タクシー運転者登録センター	広島県B (上記以外)	一般社団法人広島県タクシー協会
千葉県B (上記以外)	千葉県タクシー運転者登録センター	山口県	一般社団法人山口県タクシー協会
○ 東京都A (東京地域)	公益財団法人東京タクシーセンター	徳島県	徳島県タクシー協会
東京都B (上記以外)	東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部	香川県	香川県タクシー協同組合
○ 神奈川県A (横浜地域)	一般財団法人神奈川タクシーセンター	愛媛県	一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会
神奈川県B (上記以外)	一般財団法人神奈川タクシーセンター	高知県	一般社団法人高知県タクシーセンター
山梨県	一般社団法人山梨県タクシー協会	○ 福岡県A (北九州地域)	一般社団法人北九州タクシー協会
新潟県	一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会	○ 福岡県B (福岡地域)	一般社団法人福岡市タクシー協会
富山県	富山県タクシー協会	福岡県C (上記以外)	福岡県筑後地区タクシー協会
石川県	石川県登録センター	佐賀県	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
長野県	一般社団法人長野県タクシー協会	長崎県	一般社団法人長崎県タクシー協会
福井県	一般社団法人福井県タクシー協会	熊本県	一般社団法人熊本県タクシー協会
岐阜県	岐阜県タクシー協会	大分県	一般社団法人大分県タクシー協会
静岡県	商業組合静岡県タクシー協会	宮崎県	一般社団法人宮崎県タクシー協会
○ 愛知県A (名古屋地域)	名古屋タクシー協会	鹿児島県	一般社団法人鹿児島県タクシー協会
愛知県B (上記以外)	愛知県タクシー協会	沖縄県	沖縄県タクシー運転者登録センター

○印は、現在、タクシー運転者登録制度を実施している地域。

※ 単位地域とは、全国の区域を分けてタクシー運転者登録原簿を設ける単位となる地域として国土交通大臣が指定する地域。

タクシー運転者登録に関する一連の手続き

特定指定地域及び指定地域

認定講習の受講・修了

講習受講



講習修了

(講習実施機関)

試験の受講・合格

試験受験



試験合格

(試験代行機関)

- ◆ 特定指定地域・・・東京、横浜、大阪
- ◆ 指定地域・・・札幌、仙台、さいたま、千葉、名古屋、京都、兵庫、広島、北九州、福岡

講習内容

法令

安全

接遇

地理

試験内容

法令

安全

接遇

地理

運転者

上記以外の単位地域

認定講習の受講・修了

講習受講

効果測定

講習修了

(講習実施機関)

講習修了証、試験合格証を添付

登録申請

運転者登録

(登録実施機関)

講習修了証を添付

運転者証交付



登録の内容

- ・登録番号
 - ・登録年月日
 - ・運転者の氏名
 - ・運転者の生年月日
 - ・運転者の住所
 - ・運転免許証の番号
 - ・第二種運転免許の種類
 - ・運転免許の有効期限
 - ・事業者名
- 等